第5節

安全・快適で質の高い生活環境の整備

1．安全な暮らしの実現

（1）首都圏の治水対策

①頻発する都市型水害への対策

人口や資産が高密度に集中している首都圏等の大都市においては、水害等により一度被災すると甚大な被害を受ける。首都圏においては、水害密度[1)]が全国平均より高い値を示している上、近年、例年の約2倍もの数値を示しており、全国的にも上昇傾向にある（図表2-5-1）。

平成15年度も、局所的な豪雨により床上浸水等の浸水被害が生じており（下写真）、このような豪雨災害、とりわけ都市型水害（図表2-5-2）に対しては、特に平成12年の東海豪雨災害を契機として、ハード・ソフト両面からの総合的な対策が図られている。

図表2-5-1　水害密度の推移（過去5ヶ年平均）

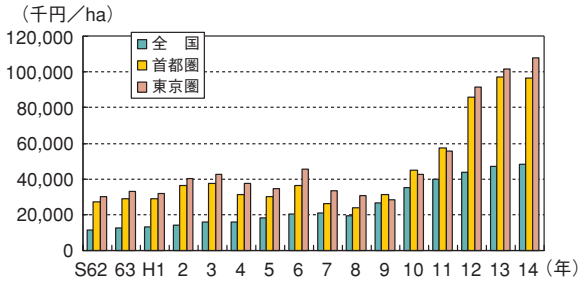

注1：水害密度は営業停止損失分を含む。
注2：経年比較のため平成7年価格にて算出。
資料：「水害統計」（国土交通省）により国土計画局作成

図表2-5-2　都市型水害のイメージ

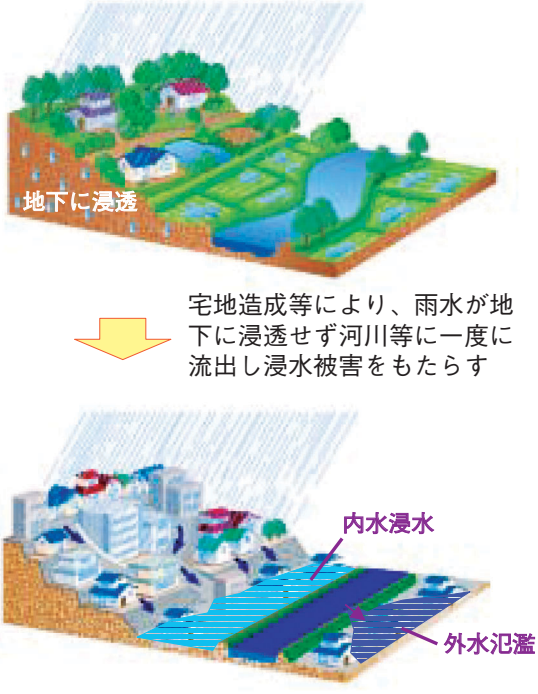

資料：国土交通省

船橋市における浸水被害状況（平成15年10月13日）

資料：船橋市

1）水害密度：宅地等が水害により被った単位浸水面積当たりの一般資産被害額。

（特定都市河川水害対策）

近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発しており、河道又は洪水調整ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なことから、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となって浸水被害対策に取り組むことを規定した、「特定都市河川浸水被害対策法」（平成15年法律第77号）が平成15年６月に成立した。この制度は、著しい浸水被害が発生するおそれがあり、市街化の進展により河道等の整備による浸水被害の防止を図ることが困難な河川を「特定都市河川」として指定し、関係各機関の共同による「流域水害対策計画」の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備や流域内における開発をする際には、雨水を貯める施設の設置義務付け等を行うことにより浸水被害の防止を図るものである（図表 2-5-3）。

図表 2-5-3　新法の位置づけ

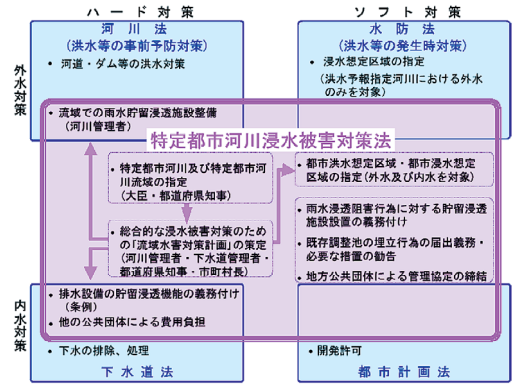

②平成15年度の動き

治水対策として河川整備が引き続き進められており、平成15年度においては、荒川第一調節池建設事業（埼玉県）や鴻沼川（こうぬまがわ）激甚災害対策特別緊急事業（埼玉県）の完了、鶴見川多目的遊水池・恩廻（おんまわし）公園調節池（神奈川県）の運用開始等の動きがあった。荒川第一調節池（下写真）は、荒川下流部の洪水防御と埼玉県、東京都への水道用水の供給を目的として、昭和45年度の着手より整備[2]が進められ、平成16年３月に完成した。この調節池は、貯水池等による850m³/s の洪水調節（図表 2-5-4）、貯水池・浄化施設による安定した水道用水の供給及び周辺環境の整備を行うことにより、治水・利水機能をもった広大なレクリエーション空間を首都圏の人々に提供する。

荒川第一調節池

資料：国土交通省

図表 2-5-4　荒川第一調節池の概要

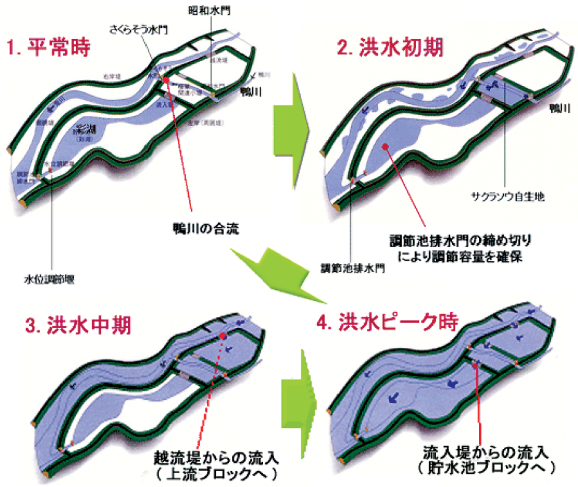

資料：国土交通省

2）荒川貯水池（彩湖）については平成９年に完成。

（2）密集市街地の整備改善

（密集市街地の現状）

老朽化した木造住宅が密集し、細街路が多く公園等のオープンスペースの少ない市街地は密集市街地（もしくは木造住宅密集市街地）と呼ばれ、同市街地では、地震時に家屋の倒壊や大火等の発生、さらには消火・避難・救助活動の遅れ等により重大な被害を受ける危険性が極めて高く、早急な整備改善が課題になっている。

国土交通省では、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（以下、「重点密集市街地」という。）を、都道府県及び政令指定都市の協力を得て詳細に把握し、その結果を平成15年7月に公表した。それによると、平成14年度末時点で、首都圏には全国の約46%にあたる3,682ha（おおよそ山手線の内側の面積の半分を上回る広さ）の重点密集市街地が存在していることがわかった（図表2-5-5）。また、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県には重点密集市街地が存在せず、主に東京都に集中し、東京都でも特に山手線沿線から環状7号線にかけての地域に存在していることが明らかにされた（図表2-5-6）。

図表2-5-5　全国における重点密集市街地の分布

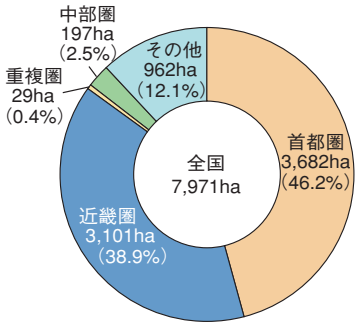

注　：内訳の合計が100%とならないのは、数値の四捨五入の関係による。
資料：国土交通省資料により国土計画局作成

図表2-5-6　首都圏及び東京都における重点密集市街地の状況

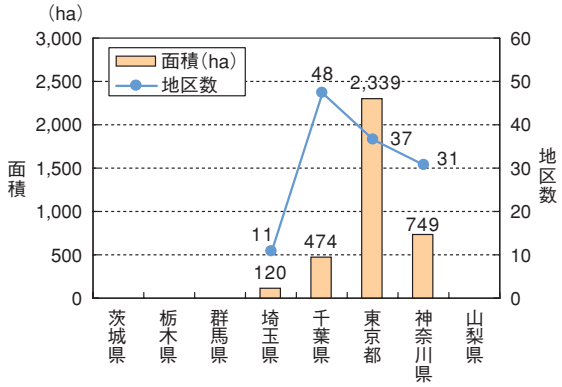

資料：国土交通省

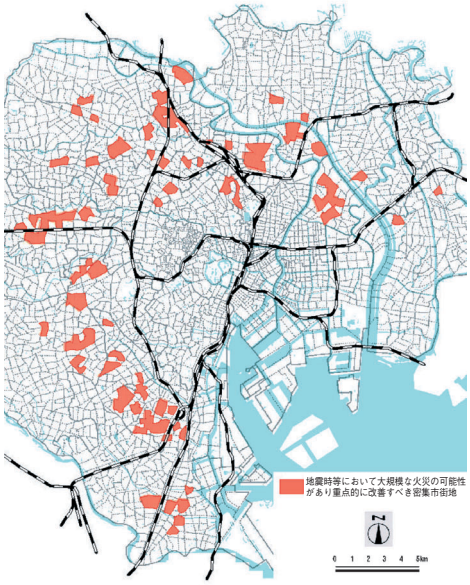

（改善施策の状況）

このような密集市街地の安全性確保のため、都市再生本部の都市再生プロジェクト（第三次決定）において「密集市街地の緊急整備」が位置付けられており、様々な取組が推進されている。また、平成15年10月に閣議決定された社会資本整備重点計画においては、今後平成19年度までに、全国の重点密集市街地約8,000haのうち約３割について、最低限の安全性を確保[1]することを重点目標として掲げている。

密集市街地の整備改善のためには、密集住宅市街地整備促進事業[2]、住宅地区改良事業、街路事業等様々な施策があり、現在、これらの事業により今後概ね10年以内に最低限の安全性が確保される見込みのある重点密集市街地の面積は約47%（地区数では約28%）である。しかしながら現在、実施、予定又は構想されている施策がなく、今後検討を実施する地域も約11%（地区数では約30%）存在している（図表2-5-7、図表2-5-8）。

図表2-5-7　密集市街地における改善施策の実施状況

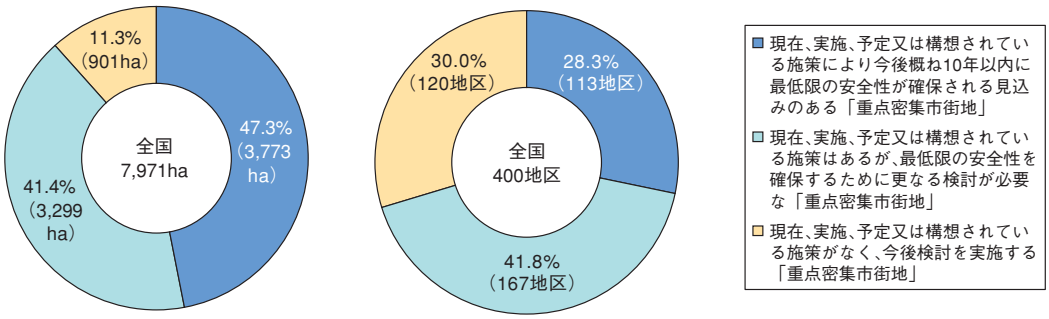

注　：内訳の合計が100%とならないものは、数値の四捨五入の関係による。
資料：国土交通省資料により国土計画局作成

図表2-5-8　密集市街地の整備改善状況

【未整備地区】

【整備後地区】

資料：国土交通省

1）最低限の安全性を確保：安全確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても際限なく延焼することがなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないことをいい、市街地の燃えにくさを表わす指標である不燃領域率で40%以上を確保すること等をいう。
2）平成16年度より統合・再編され、「住宅市街地総合整備事業」と名称が変更となった。

2．魅力ある居住環境の整備

ここでは、市区町村別の住宅着工統計[1)]を用い、バブル経済崩壊後の首都圏における住宅の供給動向を分析する。分析にあたっては、住宅の種類別だけでなく、東京70km圏内の市区町村を対象とした距離圏を設定した（図表 2-5-9）。

（1）住宅の種類別供給動向

東京70km圏内における平成 2 年から平成15年までの累計着工戸数は約634万戸となっており、住宅の種類別の内訳は、一戸建の持家（戸建持家）、一戸建の分譲住宅（戸建分譲）、共同建の貸家（共同貸家）、共同建の分譲住宅（共同分譲）がその大部分を占めている（図表 2-5-10）。

年間の着工戸数の推移を見ると、全体の着工戸数は平成15年には平成 2 年の 7 割程度まで減少しており、中でも共同貸家型住宅の着工が大きく減少している。一方で、共同分譲型住宅の着工は拡大しており、そのシェアも、平成15年には全着工戸数の約1/3を占める（図表 2-5-11）。

着工床面積についても着工戸数と同様に、共同分譲型の住宅が床面積及びそのシェアを拡大している。また、大きく減少しているのは戸当たり床面積の小さい共同貸家であるため、着工戸数ほどには全体の着工床面積は減少していない（図表 2-5-12）。

図表 2-5-9　東京70km圏内の市区町村

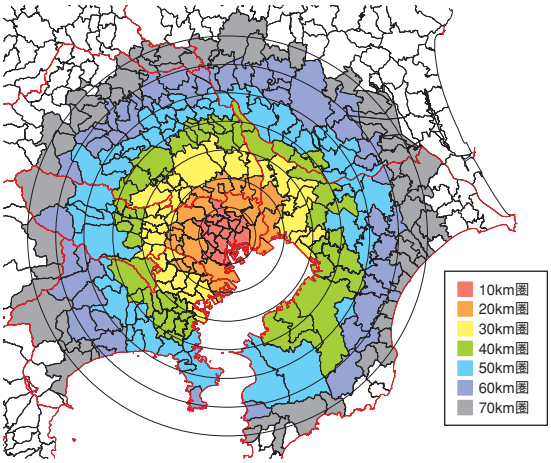

注　：平成14年10月 1 日時点の市区町村界を用い、旧都庁（東京都千代田区）から各市区町村の役所までの距離で距離圏を判別している。
資料：国土交通省国土計画局作成

図表 2-5-10　70km圏内における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数（平成 2 ～15年の累計）

単位：戸数

		建て方			
		一戸建	長屋建	共同	合計
利用関係	持家	1,492,967	12,241	25,632	1,530,840
	貸家	44,278	165,777	2,408,575	2,618,630
	給与住宅	8,382	3,516	96,570	108,468
	分譲住宅	718,195	8,041	1,352,768	2,079,004
	合計	2,263,822	189,575	3,883,545	6,336,942

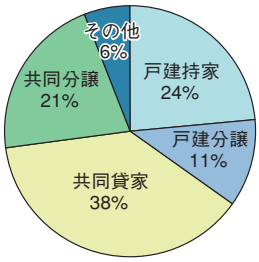

注１：「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。
注２：網掛け部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。
資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土計画局作成

1）住宅着工統計：全国における建築物の着工状況を都道府県知事への届出を元に集計した建築物着工統計のうち、住宅について集計したもの。

図表 2-5-11　住宅型別の着工戸数・シェアの推移

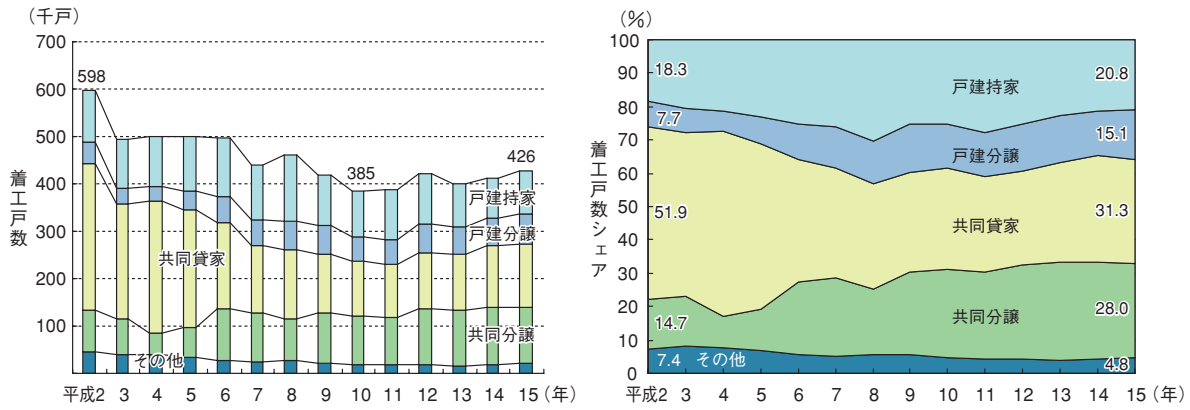

図表 2-5-12　住宅型別の着工床面積・シェアの推移

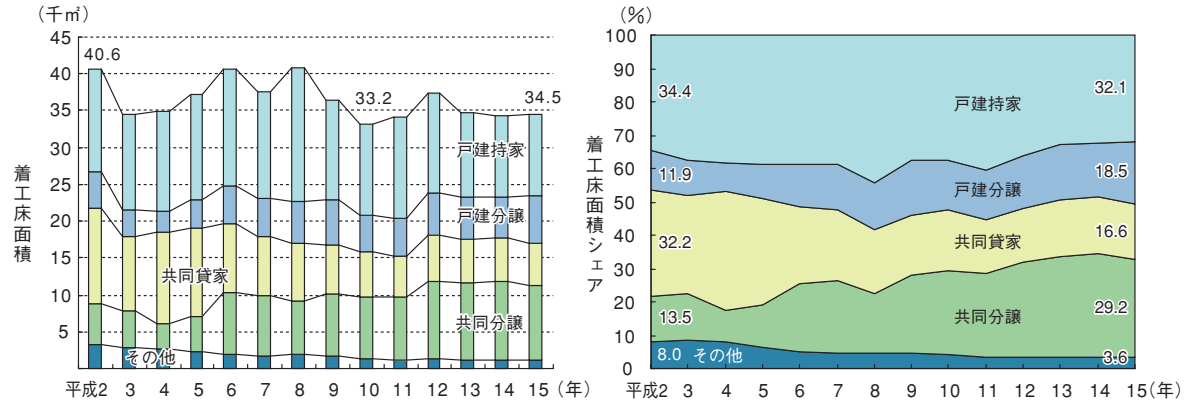

（２）距離圏別の着工動向

次に、上述の４つの住宅型ごとに、距離圏別の着工戸数シェアの推移を見てみると、戸建持家型の住宅については、40km圏周辺での着工が多くを占めており、距離圏別のシェアはここ13年間、ほとんど変化していない。一方、着工戸数が若干増えつつある（図表 2-5-11参照）戸建分譲型の住宅については、20、30km圏のシェアは拡大傾向、遠郊外の50km圏～70km圏のシェ

図表 2-5-13　住宅型別に見た距離圏別着工戸数シェアの推移

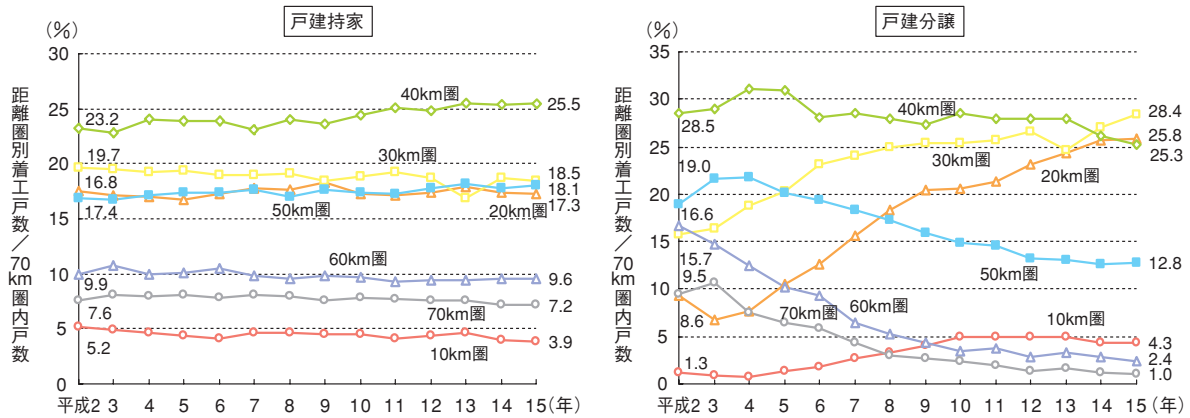

資料：図表 2-5-11～2-5-13は「住宅着工統計」（国土交通省）により国土計画局作成

アは縮小傾向と、距離圏別のシェアが大きく変化している。共同貸家型の住宅については、平成15年における着工戸数が平成初めの半数以下に減少（図表 2-5-11参照）した。距離圏別のシェアは、都心部の周辺にあたる20、30km圏周辺での着工が多く、大きな変化はないが、10km圏のシェアは平成 4 年より徐々に拡大しており、特に平成15年には大幅に拡大している。共同分譲型の住宅は、平成初めに比べて着工戸数が増加している住宅型であるが、特に10km圏のシェアが著しく拡大しており、平成14年からは全距離圏の中でトップのシェアを占めるまでに拡大している。また、70km圏の平成15年における着工戸数は355戸（シェアは0.3%）と、60km圏以遠ではほとんど共同分譲型の住宅の着工がないことがわかる（図表 2-5-13）。

図表 2-5-13　住宅型別に見た距離圏別着工戸数シェアの推移（つづき）

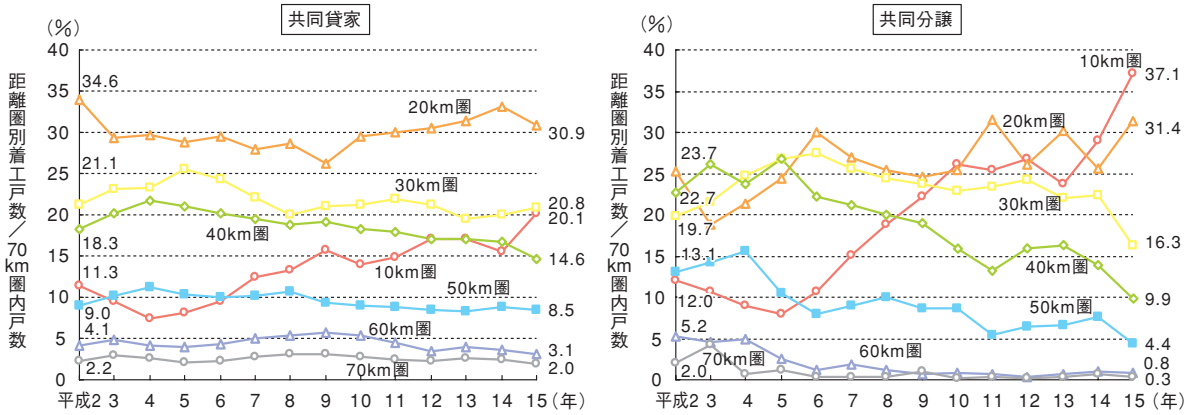

資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土計画局作成

なお、平成15年における距離圏別の住宅型シェアは、東京都心から遠ざかるほど戸建持家型の住宅シェアが拡大し、逆に都心に近づくほど共同分譲型のシェアが拡大しており、10km圏における着工戸数の半数以上が共同分譲型となっている（図表 2-5-14）。

図表 2-5-14　距離圏別の住宅型シェア（平成15年）

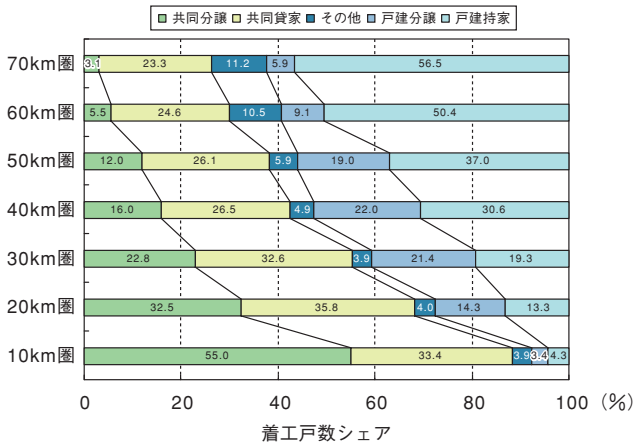

資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土計画局作成

（3）住宅の質の変化

さらに、供給されている住宅の質の変化を見るため、一戸当りの住宅床面積について見てみると、戸建持家型の住宅は10km圏で増減が見られる以外は大きな経年変化は見られず、120～130m²／戸を維持している。戸建分譲型の住宅は、平成 5 年頃、特に東京都心近くの距離圏において一度大きく床面積が減少したが、近年はおおむね増加傾向にある。共同分譲型の住宅は、平成 2 年以降、大幅に床面積が増加しており、20km圏では平成 2 年に比べて約34m²も拡大している。なお、60

km圏以遠では、ほとんど着工が無いため床面積の増減が激しくなっている。共同貸家型の住宅は、特に着工戸数シェアの多数を占める20、30km圏において、平成７年頃から床面積は減少し続けており、平成初めの水準に戻っている（図表 2-5-15）。

図表 2-5-15　住宅一戸当り床面積の推移

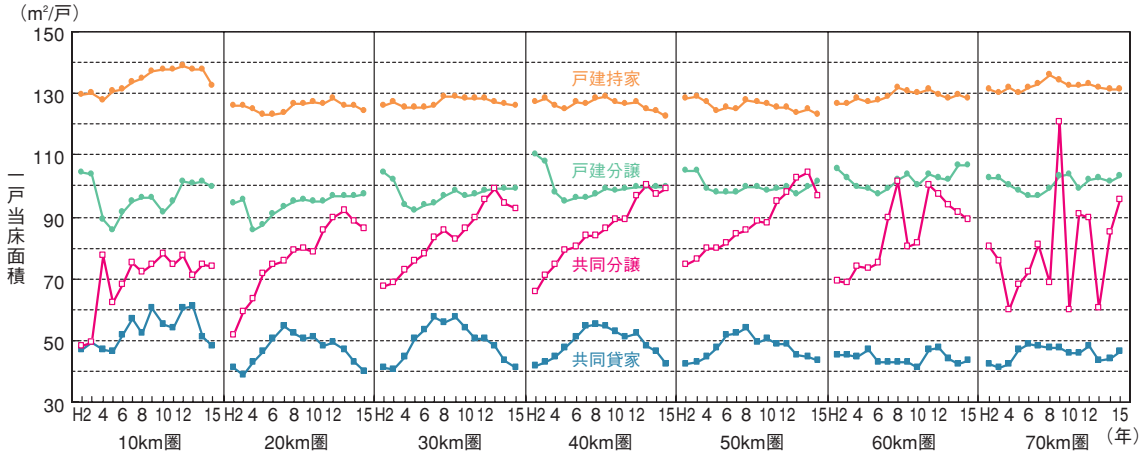

資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土計画局作成

（４）分譲マンションの供給動向

続いて、着工戸数・シェア及び床面積が大きく拡大してきている共同分譲型の住宅（分譲マンション）について、全国マンション市場動向[2]を用い、その供給動向を詳しく見ていく。

首都圏で販売された分譲マンションの平均住戸面積と平均販売価格の関係を距離圏別に見ると、大きな傾向としてはどの距離圏においても平成４、５年以降、販売価格を下げながら住戸面積は拡大していたが、平成15年には、販売価格がほぼ横ばいのまま、住戸面積が縮小に転じた距離圏が見られるようになっている。特に10km圏での縮小が著しく、５m²以上縮小している。なお、先の図表 2-5-15における共同分譲型住宅の一戸当床面積の動向とは、着工と販売の違い等のため微妙に異なっている（図表 2-5-16）。

図表 2-5-16　分譲マンション価格・面積の推移

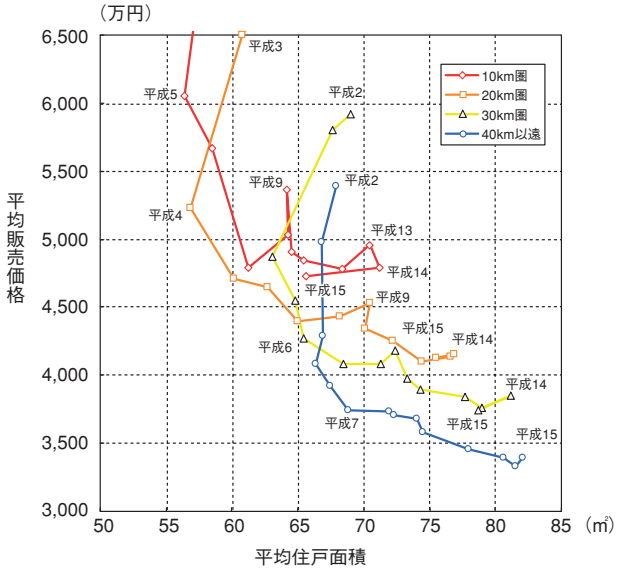

注　：距離圏については図表 2-5-9と同様の方法により設定している。
資料：(株)不動産経済研究所資料により国土交通省国土計画局作成

2）全国マンション市場動向：(株)不動産経済研究所の調査報告。原則として３階建て以上の民間の中高層共同分譲住宅を対象としており、投資用物件等は含んでいない。新聞紙広告欄の販売物件をリスト化し、パンフレットを使用して数値を算出している。

住戸面積帯別の供給戸数シェアの推移を見てみると、平成４、５年頃から60m²台の住戸が、それ以降平成７、８年頃からは70m²台以上の住戸がシェアを伸ばし、近年の住戸面積の拡大に寄与してきたことが分かる。また、90m²以上ある大型の住戸も近年ではシェアを伸ばしていた。ところが、平成15年には、50m²未満の小型の住戸が増加し、それに押される形で大型の住戸シェアが減少しており、このため、住戸面積が縮小傾向に転じたことが分かる（図表 2-5-17）。

このようなコンパクトマンション（ここでは住戸面積50m²未満の分譲マンションとする。）は、特に10km圏のような都心部で平成15年に著しく増加しており、これが都心部で住戸面積が大きく縮小した要因になっていると考えられる（図表 2-5-18）。

分譲マンション１棟当りの戸数（マンション規模）については、全体的に平成初めより拡大しており、特に東京都心の臨海部に位置する４区（中央、港、江東、品川区）の拡大が著しく、平成元年には分類した地域の中で一番小さかったマンション規模が、平成14、15年では一番大きくなっている（図表 2-5-19）。

図表 2-5-17　面積帯別供給戸数シェアの推移

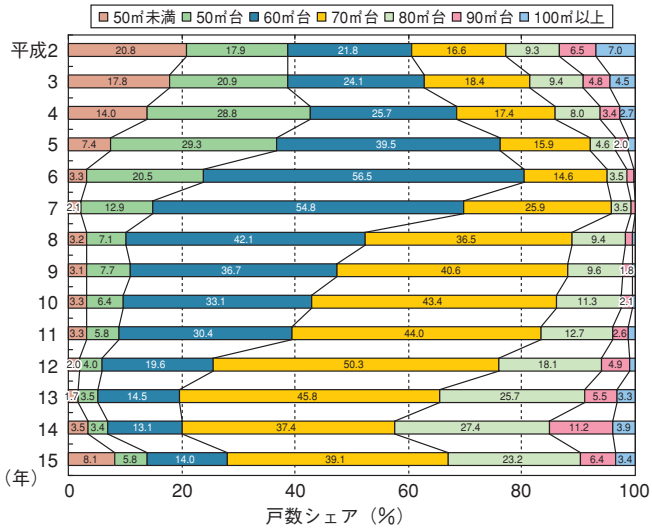

図表 2-5-18　コンパクトマンションの販売状況

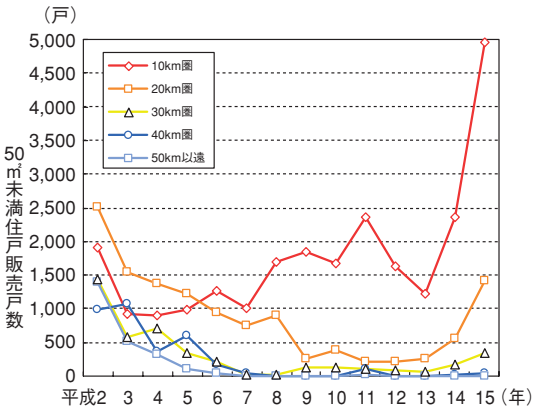

図表 2-5-19　マンション規模の推移

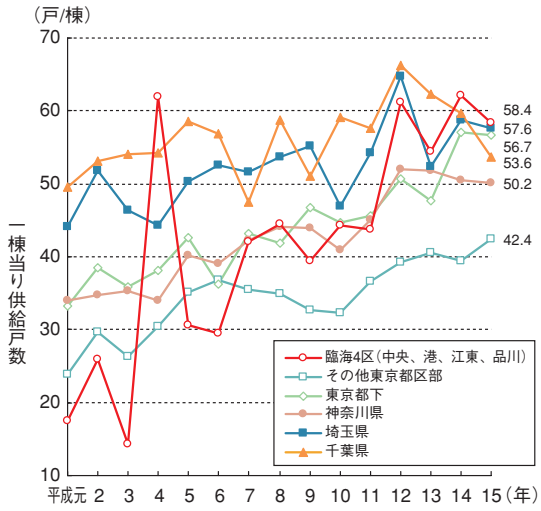

資料：図表 2-5-17～2-5-19、(株)不動産経済研究所資料により国土交通省国土計画局作成

首都圏コラム

マンション建設ラッシュに伴う学校不足の問題

東京都心にほど近い臨海部等の、工場・倉庫等の跡地が見られる地域では、近年の都心居住志向の高まりもあり、マンションの建設ラッシュが起きている。建設されるマンションは、一棟当り数百戸以上もあるような大規模マンションであるケースも多く、入居が始まると、マンション建設地域の居住者数が一度に千人単位で増えることも珍しくない。ところがこのようなマンションが建設される地域は、かつて工場等の多かった地域であるために、当該地域にもともとある生活関連施設（スーパー、学校・病院等生活に必要な施設）は他の地域に比べて少ないことが多い。このような地域に居住者が増加し、施設利用者が急増することで、施設の供給が追いつかないことによる問題が発生している。

江東区では、このような状況が顕著に生じており、居住者の急増に伴う生徒数の急増に学校の受け入れが追いつかない地域も見られている（図表 2-5-20）。これを受け同区では、要綱を作成しマンション建設業者との調整を行ってきたが、建設に歯止めはかけられなかった。このため平成15年12月、「マンション建設計画の調整に関する条例」（江東区条例第40号）を制定し、事業者に対し事前の事業計画の届け出等を義務付けるとともに、学校等への受入が困難な地区（受入困難地区）を指定し、同地区では区長は事業者に対して建設事業の中止や延期について協力を求めることができることとした。

今後も、臨海部等におけるマンション建設ラッシュは続くことが予測されており、学校不足の問題だけでなく様々な生活環境上の問題も含め、居住者の立場に立った計画的な街づくりが求められている。

図表 2-5-20　江東区の人口変化

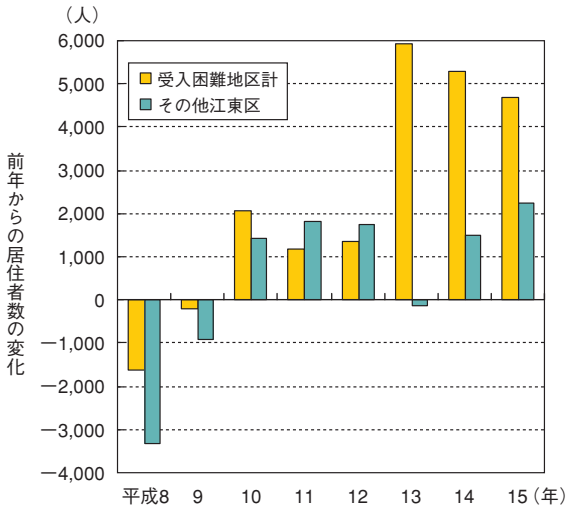

資料：「東京都の統計」（東京都）により国土交通省国土計画局作成

建設が進むマンション

3．良好な都市景観の保全・創出

近年人々の考え方が多様化し、物質的豊かさよりも心の豊かさを重視する傾向が高まる中で、景観に対する関心も高まっている。しかし、我が国では、震災や戦火により多くの歴史的な建築を失い、戦後には、経済的な繁栄とそれに伴う急激な都市化の過程で、活発な開発行為、建築活動が行われた。こうした過程においては効率性や機能性が重視された反面、その結果としてできあがった我が国の景観・風景は雑然として美しさに欠けるものではないかとの指摘もされている。

首都圏においては、景観に関する問題に対して、歴史的な街並みの保存などに関する取組などを除き、これまで必ずしも十分な認識や取組がなされてきたとは言い難い。しかし、今後、地域住民の生活のうるおいや満足度の向上等を考える際に、地域の歴史、文化、風土等の特性に根ざした景観を住民や訪問者が享受できるかは非常に重要な課題である。また、現在ビジット・ジャパン・キャンペーンなどが行われ、国外からの旅行者の増加策等について検討がなされているが、こうした観点からも、我が国の歴史、文化、風土等の特性に根ざした固有の景観を訪問者に提供できるかは大きな課題である。

景観は、住民の地域に対する誇りや愛着などとも大きく関係していると考えられる。住民意識アンケートで「日本の国や国民について誇りに思うこと」として、過去20年の間に美しい自然、長い歴史と伝統、すぐれた文化や芸術等について挙げる割合が急増している（図表2-5-21）。こうした歴史、自然、文化に日常の中で接する機会の重要な要素として景観が存在し、美しい景観に日々接することは地域の誇りの醸成につながると考えられる。

図表2-5-21　日本の誇りに思うこと

あなたは日本の国や国民について、誇りに思うことはどんなことですか。この中ではどうでしょうか。

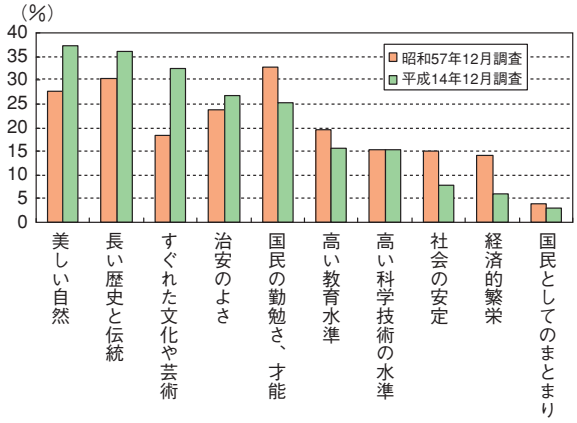

資料：「社会意識に関する世論調査」（内閣府）昭和57年12月調査、平成14年12月調査から。選択肢のうち、昭和57年と平成14年に共通して調査した項目のみ記載。複数回答。

図表2-5-22　ヨーロッパ諸国と比較した日本の景観

ヨーロッパ諸国に比べ、日本の街並みは活気があるが、雑然としていると言われます。日本の住宅地や市街地における街なみや景観を、あなたはどのように評価しますか。

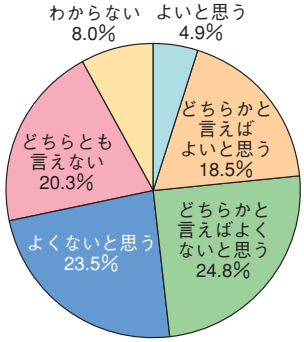

資料：「住宅・宅地に関する世論調査（平成10年12月）」（総理府）

しかしながら、現在のところ我が国の国民はヨーロッパ諸国に比べて日本の景観が劣っていると感じている割合が多い（図表2-5-22）。また、外国人からの評価でも、「東京は清潔である」との意見も多い一方、建物の調和については、「調和がとれていない」と感じている人も多い（図表2-5-23）。こうした景観に関する問題への対応には、景観が地域の歴史、文化、風土等の特性に根ざしたものであるため、全国一律

図表 2-5-23　外国人から見た東京の印象

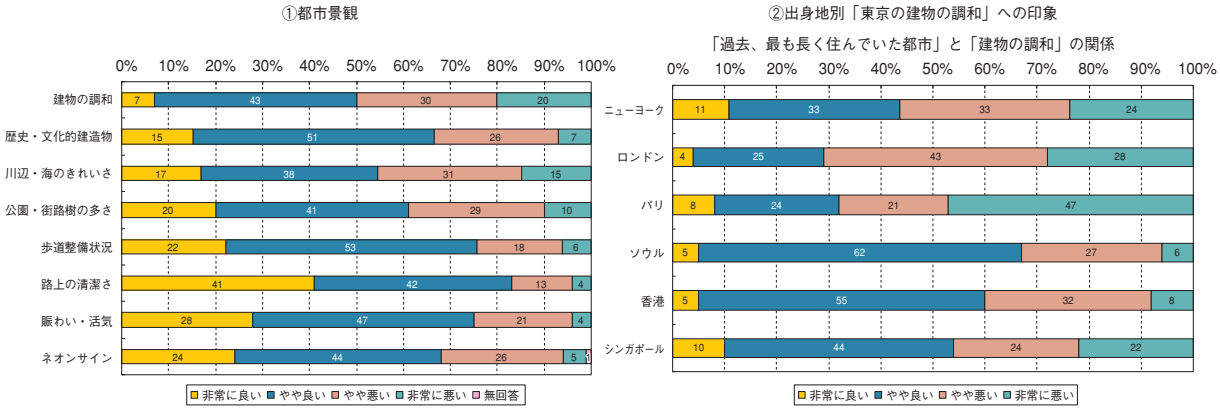

注　：東京に居住する外国人に対するアンケート。ニューヨーク：76人、ロンドン76人、パリ72人、ソウル130人、香港97人、シンガポール63人。
資料：平成13年度首都圏整備に関する年次報告

の対策ではなく、地域の特性にあった対策が必要である。以下では、国によるこうした各地域の景観に対する取組の支援を図るための施策について紹介する。

（美しい国づくり政策大綱）

我が国は、地域による気候・風土の多様性、四季の変化に富んでいる水と緑豊かな美しい自然景観・風景に恵まれているほか、地域の歴史や文化に根ざした街なみ、建造物等が各地に残されている。しかしながら、国土づくり、まちづくりにおいて、経済性、効率性、機能性を重視したため美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観が各地で見られる。近年、良好な景観形成に対する関心やニーズが一層高まる中、行政、住民団体、NPOにより良好な景観形成のための取組が行われている。こうした取組は全国一律のものではなく、地域の歴史や風土等の特性に根ざしたものであることが必要であることから、地方公共団体では、平成元年頃から景観に関する条例を制定する動きが盛んになっており、平成15年９月末までに494条例、首都圏では59条例の条例が制定されている（図表 2-5-24）。

図表 2-5-24　市町村景観条例制定数の推移

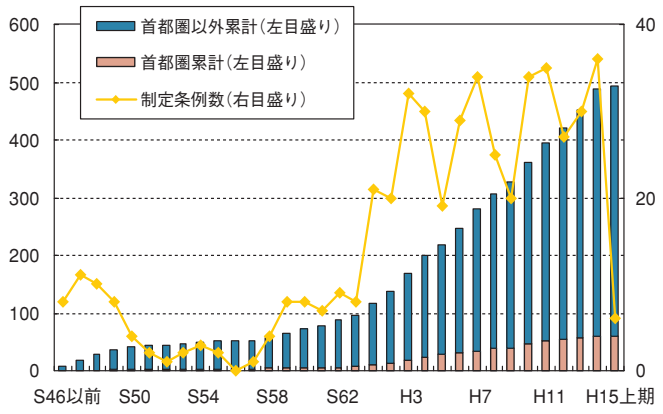

注　：平成15年度は９月30日までの累計。
資料：国土交通省資料により国土計画局作成

こうした取組については各所で続けられているものの、全国的に見れば必ずしも十分に取組がなされているとは言えない。こうした現状を踏まえ、国土交通省「美しい国づくり政策大綱」（平成15年７月）においては、歴史、文化、風土等地域の個性を重視しつつ、美しさの形成を、行政及び国民の活動の内部目的とすることを基本として、住民、NPO、事業者、行政等がそれぞれ各主体の役割を果たすことが重要であるとの考え方を示している。この考え方に沿って、各主体によるこれまでの取組をさらに深化させるために、美しい国づくりに向けて

一定年限内に達成すべき15の具体的施策を示している。具体的には、景観に関する基本法制の制定や屋外広告物制度の充実等が盛り込まれている。

（景観に関する法制度の整備）

景観法案は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定め、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における行為規制、景観重要公共施設の整備、電線共同溝法の特例等公共事業に関する特例、景観整備機構による支援等の仕組みを創設する我が国初めての景観に関する総合的な法律である。また、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案により、屋外広告物を規制する仕組みの充実を図ることとしており、これらの法案が、国会に提出されたところである。

（江戸時代の景観）

平成15年は、江戸開府から400年の年であった。幕末から明治時代初期にかけて浮世絵などを通じて初めて西洋に紹介された江戸を始めとする日本の景観は、鎖国時代に育った独自の文化と共に、多くの芸術家を惹きつけ日本ブームが起きるほどの魅力を持っていた。

明治維新後、東京では、震災や戦火によって多くの歴史的街並みを失った上、大規模な開発が行われたため、現在ではいくつかの歴史的建築物を除いて江戸時代の街並みをしのばせるものは少なくなっている。そこで、現在も変わらず残る富士山と浮世絵などを題材に（図表2-5-25）、江戸期の人々の都市景観に関する意識についてその一部を紹介する。

図表2-5-25　歌川広重　する賀てふ

安政３年（1856年）頃の駿河町（現在の東京都中央区日本橋室町三越本店。）。なお、通りを挟んで描かれているのは三越の前身である越後屋であり、現在は同じ場所に三越本店がある。
資料：江戸東京博物館所蔵

江戸時代の城下町などの都市設計においては、遠方の山や天守閣などに向けて道を整備することにより、山並みなどを都市景観の一部に取り込むことがよく行われた。江戸についても、富士山や筑波山などを意識した都市設計がなされているとの説がある。

江戸時代初期に、江戸はまず江戸城から東の日本橋、浅草周辺が整備された。この地域の大部分は、江戸初期には海であった地域を埋め立てたもので地形はおおむね平坦である。このため、市街地の街区はおおむね自由に設計されているが、その際に主要な道を富士山や筑波山に向けるようにし、道を歩く際に前面に富士山などがくるようにしている。これは風景として美しいばかりではなく、高い建物が無かった時代には街の中で方角を知る目印になるほか、街路をまっすぐに建設する際にこれらの山を利用したとも考えられる。日本の庭園などでは、遠方の山々をあたかも庭園の一部のように位置付け一体的な景観を作ることが多くなされている。江戸の都市設計にもこのような考え方が取り入れられていたと指摘されている。江戸の浮世絵には、道の向こうに富士山が多く描かれているものが多いが、こうした都市計画の工夫が一因となっていることも考えられる（図表2-5-25）。

1657年の明暦の大火とそれに伴う大規模な都市改造を契機として、江戸の街は拡大され、江戸城の北の本郷や西の麻布等の地域も市街化されるようになった。これらの地域は丘陵が多いため、日本橋界隈のように自由に都市設計を行えず、多くの道は尾根伝いや谷沿いに道が作られた。しかし、場所によっては富士山が見える所もあり、街や坂に「富士見」と付く名前を付けられ、現在にまでその地名が伝えられていることが多い。江戸期の人々が富士山を地域の景観の一部としていかに大事にしていたかを表す事例と言える。

首都圏コラム

富士見坂

首都圏には、江戸のランドマークであった富士山が眺められたことから『富士見坂』、『富士見町』、『富士見台』、『富士見公園』等と呼ばれている地名が数多くある（図表 2-5-26）。しかしながら、ビルの乱立、スモッグ等により見通しの効きにくい現在においては、地上から富士山を眺められる地点や日数が非常に少なくなってきている。図表 2-5-27に示すように、富士山は東京都（23区内）における「好きな景観」においても低迷しており、富士山の見える景観は失われつつあることが分かる。

このような状況の中、関東地方整備局では、市民等の意見を基に「関東の富士見100景」を選定し、多くの市民等に広報するとともに、それらのビューポイントを重視したまちづくりを進めていく予定である。

図表 2-5-26　都内に残る富士見坂

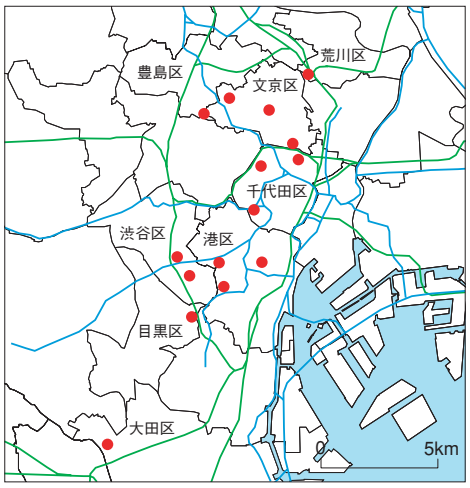

資料：国土交通省国土計画局

図表 2-5-27　東京都23区内における「好きな景観」

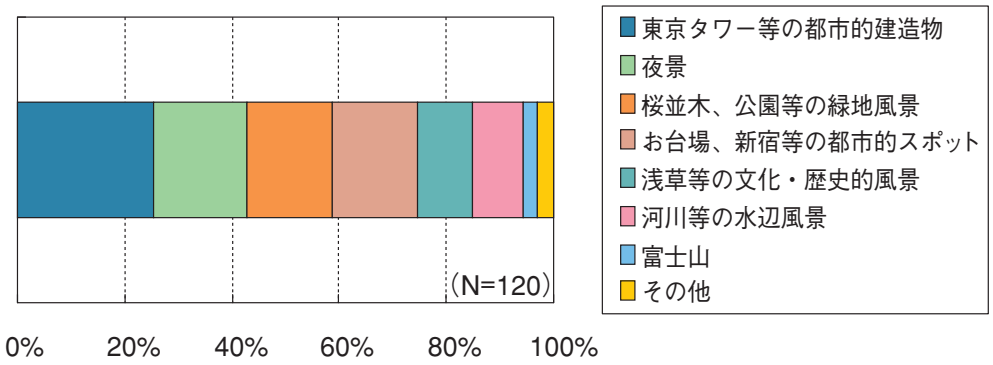

注　：東京都23区内におけるアンケートの回答をもとに対象風景を分類した。
資料：国土交通省国土計画局